

第 90 号議案

加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例

加東市立認定こども園条例（平成 27 年加東市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「

加東市立社こども園	加東市木梨 1 1 2 9 番地
-----------	------------------

」を

「

加東市立加東みらいこども園	加東市山国 2 0 0 1 番地 1
---------------	--------------------

」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 第90号議案 要旨

### 加東市立認定こども園条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

年少人口の減少の予測及び幼保一体化の進展により、加東市公共施設等総合管理計画に基づき、平成31年4月1日に新設認定こども園を開設し、それに伴い当該こども園に移行する加東市立社こども園について公の施設としての用途を廃止するため、加東市立認定こども園条例の一部を改正するものである。

#### 2 改正内容

こども園の名称及び位置から、加東市立社こども園を削り、加東市立加東みらいこども園を追加する。

#### 3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条  こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条  こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 411 649 467">名称</th> <th data-bbox="654 411 1106 467">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 469 649 525">加東市立社こども園</td> <td data-bbox="654 469 1106 525">加東市木梨1129番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 526 649 582">加東市立米田こども園</td> <td data-bbox="654 526 1106 582">加東市上久米272番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	加東市立社こども園	加東市木梨1129番地	加東市立米田こども園	加東市上久米272番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 411 1590 467">名称</th> <th data-bbox="1594 411 2047 467">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 469 1590 525">加東市立加東みらいこども園</td> <td data-bbox="1594 469 2047 525">加東市山国2001番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 526 1590 582">加東市立米田こども園</td> <td data-bbox="1594 526 2047 582">加東市上久米272番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	加東市立加東みらいこども園	加東市山国2001番地1	加東市立米田こども園	加東市上久米272番地2
名称	位置												
加東市立社こども園	加東市木梨1129番地												
加東市立米田こども園	加東市上久米272番地2												
名称	位置												
加東市立加東みらいこども園	加東市山国2001番地1												
加東市立米田こども園	加東市上久米272番地2												